

商店街電灯料高騰対策支援金について

1. 趣旨

市民生活の安全を守るための防犯対策として商店街に設置された街路灯等を維持管理している商店街振興組合等に対し、エネルギー価格高騰の影響を受けている電灯料の負担軽減を図ることを目的として支援金を交付するもの。

2. 事業概要

本市ではこれまで、街路灯等の電灯料について、「半田市商店街電灯料補助金交付要綱」に基づき、年間電灯料の2分の1を商店街振興組合等に補助してきたが、エネルギー価格高騰の影響等により電灯料が増大し、商店街振興組合等の負担が大きくなっている。

電灯料補助は要綱に基づき、予算範囲内での執行となるため、高騰分については、実質、商店街振興組合等が全額負担する形となり、打撃を受けている状況である。

このため、既存の要綱に基づく補助に加え、年間の電灯料負担額に対して追加の支援金を交付することで、商店街振興組合等の負担を軽減するものとする。

3. 補助対象経費

商店街振興組合等が維持管理している街路灯等に係る電灯料

4. 交付額

令和5年1月～12月に係る補助対象経費の4分の1の額。

なお、1,000円未満は切り捨てとする。

5. 事業費と財源

商店街電灯料高騰対策支援金 1,400千円

【財源】新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（10/10）を充てる。

（参考）商店街振興組合等の電灯料等の推移

（円）

	R2	R3	R4	R5(見込)
A:電灯料合計額	4,317,161	4,828,649	6,954,801	5,814,495
B:【既存】商店街電灯料補助金	2,158,000	2,414,000	2,528,000	2,907,000
C:商店街振興組合等の自己負担額（A-B）	2,159,161	2,414,649	4,426,801	2,907,495